

# 公立大学法人島根県立大学職員給与規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程第 23 号

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この規程は、公立大学法人島根県立大学職員就業規則(平成 19 年規則第 3 号。以下「就業規則」という。)第 20 条の規定に基づき、就業規則の適用を受ける職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

**第 2 条** 職員の給与は、給料、賞与及び諸手当とする。

2 給料は、給料月額及び給料の調整額とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

4 諸手当は、管理職手当、産業医手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、入試問題作成等手当、大学入学共通テスト手当、面接担当手当、公開講座担当手当、リカレント教育手当、大学院留学生研究指導手当及び非常勤講師担当手当とする。

(給与の支給日等)

**第 3 条** 給料は、毎月 15 日(8 月にあつては 12 日)に支給する。ただし、その日が所定休日(公立大学法人島根県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成 19 年規程第 21 号。以下「勤務時間規程」という。)第 7 条第 1 項に規定する所定休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

2 給料は毎月末を締切日とし、各月の末日までに欠勤、短時間勤務等の事由により前項の規定に基づき支給した給料と本来支給すべき給料との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の給料においてこれを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることができる。

3 賞与は、第 17 条第 3 項に規定する場合を除き、毎年 6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、その日が所定休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い所定休日でない日に支給する。

4 管理職手当、産業医手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、給料の支給日に支給する。

5 時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、入試問題作成等手当、大学入学共通テスト手当、面接担当手当、公開講座担当手当、リカレント教育手当、大学院留学生研究指導手当及び非常勤講師担当手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することができる。

6 職員が勤務時間規程第 8 条の 2 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当は、同項の規定により時間外勤務代休時間が指定された月の翌日の給料の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、その翌々月に支給するこ

とができる。

7 第1項及び前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため請求があった場合には、既往の勤務に対する給料及び諸手当を速やかに支給する。職員が退職し、若しくは解雇されたとき、又は法人が特に必要と認めたときも同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚（婚姻の届出はしないが、事実上婚姻関係と同様の事情（性別が同一である二者間の場合を含む。）にある者を含む。）

若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡した場合

(2) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合

（給与の支給原則等）

**第4条** 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 社会保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

**第5条** 月の途中で、職員となった者、昇格、昇給等により給料の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の給料は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものととして、給料を支給する。

4 前3項の規定は、管理職手当の支給について準用する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

**第6条** 第25条、第26条及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額を1年間における1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定により勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

**第7条** この規程により計算した給与の確定金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

## 第2章 給料

（給料の支給）

**第8条** 給料は、その者の職務に応じ、次条の給料表に定める職務の級及び号給に基づき、これを支給する。

(給料表)

**第9条** 給料表の種類及びその適用範囲は、次のとおりとする。

(1) 大学教育職給料表(別表第1) 教授、准教授、講師、助教及び助手に対して適用する。

(2) 一般職給料表(別表第2) 大学教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に対して適用する。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第3に定めるところにより給料表に定める職務の級に分類する。

(初任給)

**第10条** 新たに職員として採用した者の初任給は、別表第4に定める号給を基礎として、他の職員との均衡を考慮しつつ、その者の学歴免許等の資格、職務経験等に応じて、決定するものとする。

(昇格)

**第11条** 昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させるものとする。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(昇給)

**第12条** 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間における次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 勤務成績が良好である職員 A

(2) 勤務成績がやや良好でない職員 B

(3) 勤務成績が良好でない職員 C

2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ)の昇給を行う場合における昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(大学教育職給料表5級の適用を受ける職員にあっては、1号給)とすることを標準として、これを決定するものとする。

3 大学教育職給料表の適用を受ける職員にあっては57歳、一般職給料表の適用を受ける職員にあっては55歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後の昇給は行わないものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができないものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(特別の場合の昇給)

**第13条** 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、又は重度障害を有することとなった場合には、死亡し、又は重度障害を有することとなった日において、昇給をさせることができる。

(降格)

**第 14 条** 降任した職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級にこれを降格する。

2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日における号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

(復職時等における号給の調整)

**第 15 条** 就業規則第 14 条第 1 項の規定により休職にされた職員が復職し、又は勤務時間規程第 21 条の育児休業若しくは勤務時間規程第 22 条の介護休業をした職員若しくは勤務時間規程第 19 条第 1 号若しくは第 2 号の休暇のため引き続き勤務しなかった職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、育児休業若しくは介護休業の期間又は休暇の期間を別表第 6 に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日以後における最初の 1 月 1 日又はそのいずれかの日に昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の調整額)

**第 16 条** 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比べて著しく特殊な職員については、その職務の特殊性に基づき、給料の調整を行うことができる。

2 前項の規定による給料の調整を行う職は、別表第 7 に定める職とする。

3 給料の調整額は、当該職員の職務の級に応じて、別表第 8 に掲げる調整基本額（その額が給料月額額の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に別表第 7 の調整数を乗じて得た額とする。

### 第 3 章 賞与

(賞与の支給)

**第 17 条** 賞与は、毎年 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下「基準日」という。）に法人に在籍する職員に対して支給する。基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、賞与を支給しない。

(1) 基準日（基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。）において就業規則第 14 条第 1 項の規定に基づく休職期間中の職員のうち、給与の支給を受けていない者

(2) 基準日等において就業規則第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき休職中の者

(3) 基準日等において就業規則第 35 条第 3 号に規定する停職期間中の者

(4) 基準日の 1 か月前の日から支給日までの間に、就業規則第 28 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する理由に基づき解雇され、又は同条第 2 項第 4 号の規定に基づき懲戒解雇された者

3 支給日において前項第 4 号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する職員には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。

(期末手当)

**第18条** 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 2 前項の期末手当基礎額は、基準日等において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 3 別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

**第19条** 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日等において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

- 2 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

3 前条第3項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前条第3項中「前項」とあるのは、「第19条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第4章 諸手当

(管理職手当)

**第20条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員(以下「管理職員」という。)に対して、これを支給する。

2 前項の管理職員の範囲については、別表第9に定めるとおりとし、管理職手当の月額は、同表に定める額とする。

ただし、同表の区分の職を兼職する場合にあっては、上位の区分の額のみを支給するものとする。

3 管理職手当には、第26条に規定する夜間勤務手当が含まれるものとする。

4 管理職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(業務災害に遭い、療養のため勤務しないことを法人が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

(産業医手当)

**第20条の2** 産業医手当は、公立大学法人島根県立大学職員安全衛生管理規程(平成19年規程第28号)第4条に規定する産業医に選任された職員に対して、これを支給する。

2 産業医手当の月額は、1事業場あたり10,000円とする。

(扶養手当)

**第21条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して、これを支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族である子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(大学教育職給料表5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円)とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。

5 職員は、扶養手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

6 扶養手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月(事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して

1月を経過した後にはされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

(住居手当)

**第22条** 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含み、法人又は島根県が設置した宿舍を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。共益費、駐車場使用料を除く。以下同じ。)を支払っている職員に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 前条第5項及び第6項の規定は、住居手当について準用する。

(通勤手当)

**第23条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、別表第10に定める額とする。

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号及び第2号に掲げる額の合計額とする。

3 勤務地を異にする異動又は勤務地の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員であつて、次に掲げるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)と前項の規定による額の合計額とする。

(1) 特別急行列車等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上で

あるもの。

- (2) 高速自動車国道等の有料の道路をを利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 50 キロメートル以上又は通勤時間が 90 分以上であるもの。
- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 150,000 円を超える職員の通勤手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 第 1 項に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道 2 キロメートル未満である者には支給しない。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（法人が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の第 3 条に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 か月を超えない範囲内で 1 か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1 か月）をいう。
- 9 職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の通勤手当は支給しない。
- 10 第 21 条第 5 項及び第 6 項の規定は、通勤手当について準用する。

（単身赴任手当）

**第 24 条** 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（性別が同一である二者間の場合を含む。）にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地までの通勤距離が 60 キロメートル以上であるもののうち、単身で生活することを状況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地までの通勤距離が、60 キロメートル未満となった場合には、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額額は 30,000 円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が 80 キロメートル以上である職員にあつては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 80 キロメートル以上 100 キロメートル未満 5,000 円
- (2) 100 キロメートル以上 150 キロメートル未満 8,000 円
- (3) 150 キロメートル以上 10,000 円

3 採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務地までの通勤距離が 60 キロメートル以上であるもののうち、採用の

事情等を考慮して特に必要があると認められる者については、別に定めるところにより、単身赴任手当を支給することができる。

4 第21条第5項及び第6項の規定は、単身赴任手当について準用する。

(時間外勤務手当)

**第25条** 勤務時間規程第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき、超過勤務又は休日勤務を命じられた職員には、これらの勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

(1) 超過勤務 100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)

(2) 休日勤務 100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規定第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき、超過勤務又は休日勤務を命じられ、これらの勤務を命じられた時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

3 勤務時間規程第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)から第1項各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

4 前3項の規定にかかわらず、管理職員には、時間外勤務手当を支給しない。

(夜間勤務手当)

**第26条** 勤務時間規程第5条第1項の規定に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額の夜間勤務手当を支給する。ただし、前条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、時間外勤務手当が支給される場合は、夜間勤務手当は支給しない。

(宿日直手当)

**第26条の2** 所轄労働基準監督署長の許可を受け、勤務時間規定第9条の規定に基づき、宿直又は日直の勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき6,400円の宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は前2条の勤務には含まれないものとする。

(入試問題作成等手当)

**第27条** 入試問題作成等手当は、入学試験問題(AO入学試験における課題及び総合政策学部における自己推薦入学試験の総合問題を含む。以下同じ。)の作成等担当委員を命じられた職員が、入学試験問題の作成、採点等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 一般選抜試験(大学院の一般選抜試験を除く。)及び自己推薦入学試験における業務(小論文に係る業務を除く。)

ア 入学試験問題の作成 1 教科につき 40,000 円

イ 入学試験問題の作成補助（入学試験問題の作成を行った者以外の者が行う入学試験問題の検討、点検等の業務をいう。次号において同じ。） 1 教科につき 8,000 円

ウ 採点（自己推薦入学試験におけるポイント採点を含む。） 1 日につき 5,000 円

(2) 前号に該当する業務以外の入学試験業務

ア 入学試験問題の作成 1 教科につき 5,000 円

イ 入学試験問題の作成補助 1 教科につき 1,000 円

ウ 採点（AO入学試験におけるポイント採点を含む。） 1 日につき 5,000 円

3 職員が同一の試験の同一の教科について入学試験問題の作成の業務及び入学試験問題の作成補助の業務のいずれにも従事した場合は、当該教科については、入学試験問題の作成の業務に係る手当を支給し、入学試験問題の作成補助の業務に係る手当は支給しない。

（大学入学共通テスト手当）

**第 27 条の 2** 大学入学共通テスト手当は、教員が大学入学共通テストの試験監督者等の職を兼ね、大学入学共通テスト当日に当該試験監督者等としての業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき 15,000 円とする。

3 大学入学共通テスト手当には、第 25 条に規定する時間外勤務手当及び第 26 条に規定する夜間勤務手当を含むものとする。ただし、第 20 条第 3 項及び第 25 条第 4 項の規定にかかわらず、管理職員にも支給する。

4 前項にかかわらず、大学入学共通テストにより、勤務時間規程第 7 条に規定する所定休日に勤務を命ずる場合、健康及び福祉の観点から、勤務時間規程第 8 条に定める休日の振替をできるものとする。

（面接担当手当）

**第 27 条の 2 の 2** 面接担当手当は、教員が入学試験における面接の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき 4,000 円とする。

（公開講座担当手当）

**第 27 条の 3** 公開講座担当手当は、職員が、公開講座の講師の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、別表第 11 に定める額とする。

（リカレント教育手当）

**第 27 条の 4** リカレント教育手当は、教員が所定休日又は夜間（午後 8 時以後の時間をいう。）において、リカレント教育に係る授業（授業以外のリカレント教育に係る講義、演習等のうち理事長が別に定めるものを含む。以下この条において同じ。）に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、授業 1 回につき 7,000 円（授業の時間が 1 時間以内の場合にあつては 3,500 円）とする。

3 リカレント教育手当には、第 25 条に規定する時間外勤務手当及び第 26 条に規定する夜間勤務手当が含まれるものとする。ただし、第 20 条第 3 項及び第 25 条第 4 項の規定にかかわらず、管理職員にも支給する。

4 前項にかかわらず、リカレント教育により、勤務時間規程第7条に規定する所定休日に勤務を命ずる場合、健康及び福祉の観点から、勤務時間規程第8条に定める休日の振替をできるものとする。

5 非常勤講師担当手当の支給要件に該当する授業を担当した場合は、当該授業に関してはこれらの手当を支給し、リカレント教育手当は支給しない。

(大学院留学生研究指導手当)

**第27条の5** 大学院留学生研究指導手当は、大学院留学生が学位認定された場合に、主たる指導教員として学術論文作成指導の完成に至るまでの一連の指導業務に従事した当該学生が所属する課程の職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 大学院博士後期課程 指導した留学生1人につき 60,400 円

(2) 大学院博士前期課程 指導した留学生1人につき 30,200 円

(3) 前2号の規定に関わらず、1名の留学生に対し複数名の指導教員を認定した場合にあっては、前2号の手当の額は別表第12に定める額とする。

## 第28条 削除

(非常勤講師担当手当)

**第29条** 非常勤講師担当手当は、職員が公立大学法人島根県立大学の非常勤講師の職を兼ね、当該非常勤講師としての授業に従事した場合に支給する。ただし、教員が、教員と同一キャンパスに属する学生のみが対象となる授業に従事した場合には支給しない。

2 前項の手当の額は、授業1回につき、次の表に定める額とする。

従事者の職名	手当の額
教授	9,800 円
准教授	9,100 円
教授及び准教授以外の者	8,400 円
事務職員	7,000 円

注 授業時間が1時間以内の場合にあっては、この表に掲げる額の2分の1の額とする。

## 第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

**第30条** 職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第14条第1項第1号の規定に基づき休職にされた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、職員が結核性疾患にかかり就業規則第14条第1項第1号の規定に基づき休職にされた場合には、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に基づき休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期

間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。ただし、その原因である災害が業務災害であると認められるときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

(給与の減額)

**第 31 条** 職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、勤務 1 時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

(特例)

**第 32 条** 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号。以下「公益法人等派遣法」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき島根県から派遣された職員の給与は、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、公益法人等派遣法第 2 条第 1 項の規定に基づく法人と島根県との間の取決めにおいて定めるところによる。

2 任期を定めて雇用された職員の給与は、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

## 第 6 章 補則

(給与の改定)

**第 33 条** この規程に定める給与の額は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように、これを改定するものとする。

(実施に関し必要な事項)

**第 34 条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 59 条第 2 項の規定により法人がその身分を承継した職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその同意に基づき島根県から給与の口座振込を受けていた者については、当該同意をこの規程第 4 条第 3 項の規定に基づく同意とみなすことができる。

(施行日における承継職員の職務の級及び号給)

3 承継職員(施行日に昇任又は降任をした職員を除く。)の施行日における職務の級及び号給は、その者が施行日の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 6 号。以下「県立学校条例」という。)の規定により決定されていた職務の級及び号給と同一の職務の級及び号給とする。

4 施行日に昇任又は降任をした職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において県立学校条例の規定により決定されていた職務の級及び号給を基礎として、第 11 条又は第 14 条の規定を適用した場合に得られる職務の級及び号給とする。

(住居手当に係る経過措置)

5 承継職員のうち、施行日の前日において、県立学校条例第 19 条の 2 の規定に基づき住居手当の支給を受けていた者であって、引き続き同一の住居に居住するものに対する第 22 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号の規定中「職員(法人が設置した宿舎に入居することができない事情がある者に限る。)」とあるのは、「職員」と読み替える。

(給料月額に関する経過措置)

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第77号)附則第8項から第10項までの規定の適用を受けていた者については、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。なお、同条例附則第8項第1号の表中

給料表	職務の級	号給
給与条例別表第1の	1級	1号給から52号給まで
高等学校等教育職給料表	2級	1号給から32号給まで

とあるのは

給料表	職務の級	号給
大学教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

とする。

(給料の調整額に関する経過措置)

- 7 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、第16条に規定する給料の調整額の支給を受ける職員に対して、同条の規定による給料の調整額のほか、県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年島根県人事委員会規則第8号)附則第9項及び第10項の規定に準じて算出した額の給料の調整額を支給する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 8 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、第20条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対して、同条の規定による管理職手当のほか、県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成19年島根県人事委員会規則第12号)附則第2項から第4項までの規定に準じて算出した額の管理職手当を支給する。

(職員の給与の特例)

- 9 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員の給料月額は、第8条の規定にかかわらず、別表第1又は別表第2に定める額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額とし、第18条第2項の期末手当基礎額の算定について同条第3項の加算を受けることができない職員の賞与及び勤務1時間当たりの給与額(第31条に規定するものを除く。)の算出の基礎となる給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の10
- (2) 管理職員(前号に掲げる者を除く。) 100分の8
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の6

- 10 附則第6項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、「の給料月額」とあるのは「の給料月額と附則第6項の規定による給料の額の合計額」と、

「第8条」とあるのは「第8条及び附則第6項」と、「定める額から当該額に次の」とあるのは「定める額と附則第6項の規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の」と、「給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該額」とあるのは「給料月額と附則第6項の規定による給料の額の合計額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該合計額」とする。

- 11 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員の管理職手当の額は、第20条第2項及び附則第8項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる管理職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
  - (1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の25
  - (2) 管理職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の20
- 12 平成19年12月1日から平成22年12月10日までの間、基準日以前6箇月以内の期間において外部資金を受けて行う業務に従事した職員のうち、理事長が、別に定める基準に基づき法人としての成果の向上に貢献をしたと認める者の期末手当の額は、第18条の規定により算出した額に、50,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額を加算した額とする。
- 13 12月に支給する期末手当の額は、教員個人評価に基づき前年度の活動に対して高い評価を得た者のうち理事長が別に定める者にあつては、第18条の規定により算出した額に、理事長が別に定める額を加算した額とする。
- 14 平成22年12月に支給する期末手当において、給与規程附則第12項及び第13項のいずれにも該当する職員は、いずれか高い額となる附則のみ適用する。
- 15 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、職員の管理職手当の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる管理職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
  - (1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の12.5
  - (2) 管理職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の10
- 16 平成27年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）の給料月額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、第8条及び第9条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、第8条及び第9条第1項の規定により定められる額とする。

給料表	職務の級
大学教育職給料表	4 級
一般職給料表	6 級

- 17 平成 27 年 3 月 31 日までの間、前項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が前項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当は、第 20 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 18 令和 4 年 4 月 1 日から当分の間、令和 4 年 4 月 1 日（以下この項において「切替日」という。）の前日に助手の職務に従事する職員のうち、切替日以降も引き続き助手の職務に従事する職員について、その者が受ける給料月額は、第 8 条及び第 9 条の規定にかかわらず、別表第 1 の 2 級を適用する。

#### 附 則

（施行期日等）

- この改正は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の改正規定（公開講座担当手当に係る部分に限る。）、第 27 条の 3 を加える改正規定並びに附則第 9 項及び第 11 項の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 21 条第 3 項、別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 7 の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の別表第 6 の規定は、平成 19 年 8 月 1 日以後の育児休業の期間に係る調整について適用し、同日前の育児休業の期間に係る調整については、なお従前の例による。  
（平成 19 年 12 月に管理職員に対して支給する期末手当に関する特例）
- 平成 19 年 12 月に管理職員（別表第 9 の 1 種、2 種又は 3 種の区分の適用を受ける者に限る。）に対して支給する期末手当に関する改正後の第 18 条第 1 項の規定については、同項中「100 分の 150」とあるのは、「100 分の 140」とする。

#### 附 則

（施行期日等）

- この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 2 条及び第 3 条の規定（面接担当手当に係る部分に限る。）並びに第 27 条の 2 の 2 の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

（施行期日）

- この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条、附則第 9 項（特例期間に係る部分に限る。）、第 11 項（特例期間に係る部分に限る。）及び別表第 9 の改正規

定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 140」とあるのは、「100 分の 125 (第 20 条第 1 項に規定する管理職員以外の職員にあっては、100 分の 135)」とする。

(平成 21 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 平成 21 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 19 条第 1 項の規定の適用については、同項中、「100 分の 67.5」とあるのは、「100 分の 62.5」とする。

#### 附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条、附則第 9 項及び第 11 項の改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 24 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え)
- 2 この改正の施行の前日に 55 歳に達した職員に対する改正後の公立大学法人島根県立大学職員給与規程附則第 16 項及び第 17 項の規定の適用については、第 16 項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 24 年 4 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とし、第 17 項中「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 24 年 4 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 25 年 1 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 24 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

**附 則**

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 2 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。  
(平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)
- 2 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 19 条第 1 項の規定については、同項中「100 分の 65」とあるのは、「100 分の 75」とする。  
(給与の内払)
- 3 改正前の規程に基づいて、平成 26 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員について、その者が受ける給料月額が、次項に定める給料月額に達しないこととなるものには、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 切替日の前日 の給料月額は、第 9 条第 1 項に規定する額とする。この場合において、切替日の前日に特定職員であった職員にあっては、切替日の前日において受けていた給料月額を平成 19 年 4 月 1 日施行に係る附則第 16 項本文の規定の例により減じて得た給料月額とし、かつ、切替日の前日において職員給与規程平成 19 年 4 月 1 日施行に係る附則第 6 項本文の規定の例による経過措置を受けていた職員にあっては、当該経過措置の額を減じて得た給料月額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、切替日以後に、その者が受ける給料月額が前項の給料月額に

達した日以後、第2項の規定は適用しない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年12月9日から施行し、改正後の規定(第19条第1項の改正規定を除く)は平成27年4月1日から、第19条第1項の改正規定は平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第19条第1項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは、「100分の80」とする。

(給与の内払)

- 3 改正前の規定に基づいて、平成27年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年2月6日から施行する。ただし、第21条及び第23条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第9条及び第19条による改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の規程に基づいて、平成28年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の扶養手当の額は、改正後の第21条第3項の規定は適用せず、同条第2項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円とする。)、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円とする。)とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の扶養手当の額は、改正後の第21条第3項の規定は適用せず、同条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 30 年 2 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 29 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

#### 附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 31 年 2 月 4 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 18 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 30 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

#### 附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 5 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 2 年 2 月 3 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 31 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。  
(令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 117.5」とあるのは、「100 分の 115」とする。

#### 附 則

(施行期日)

この改正は、令和 3 年 4 月 22 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和3年12月1日から施行する。  
(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和3年12月に支給する期末手当に関する改正後の第18条第1項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の107.5」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年1月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第11条の規定は令和5年4月1日から施行する。  
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和4年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和6年2月2日から施行する。ただし、別表第5の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条、第19条、別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の第3条第7項及び第21条第2項の規定は令和5年10月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正前の規程に基づいて、令和5年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

#### 附 則

この改正は、令和6年3月31日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年1月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、令和6年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第21条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(性別が同一である二者間の場合を含む。))にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円(大学教育職給料表5級の適用を受ける職員を除く。)」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和8年1月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

## 附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

附則別表

号給の切替表

(1) 大学教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

## (2) 一般職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

## 別表第1 (第9条第1項関係)

## 大学教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	232,423	277,519	356,537	410,894	478,436
2	235,041	279,734	358,148	412,504	487,295
3	237,456	281,848	359,758	413,813	495,951
4	239,872	283,760	361,268	415,021	504,407
5	242,288	285,572	362,778	416,229	512,862
6	244,704	287,082	364,389	417,235	520,915
7	247,220	288,592	365,999	418,242	528,465
8	249,737	290,102	367,509	419,148	535,712
9	252,153	291,914	368,918	420,054	542,658
10	253,965	293,826	370,932	421,060	548,597
11	255,777	295,638	372,945	422,168	553,227
12	257,588	297,550	374,857	423,275	556,649
13	259,400	299,564	376,669	424,281	560,072
14	260,910	301,577	378,280	425,389	563,192
15	262,521	303,590	379,890	426,395	566,111
16	264,031	305,603	381,300	427,402	568,628
17	265,541	307,516	382,608	428,408	570,742
18	266,950	310,032	384,118	429,516	
19	268,258	312,750	385,326	430,623	
20	269,668	315,367	386,635	431,730	
21	270,976	317,984	387,943	432,737	
22	272,285	320,400	389,151	433,844	
23	273,694	322,816	390,359	434,951	
24	275,003	325,031	391,466	436,059	
25	276,513	327,245	392,574	436,965	
26	278,123	329,258	393,882	438,072	
27	279,734	331,272	395,191	439,078	
28	281,344	333,285	396,499	440,085	
29	282,854	335,298	397,707	440,991	
30	284,565	337,211	399,016	442,098	
31	286,277	339,123	400,324	443,105	
32	288,088	341,036	401,532	444,212	
33	289,900	342,847	402,740	445,219	
34	291,108	344,760	403,948	446,427	
35	292,316	346,673	405,156	447,534	
36	293,423	348,585	406,263	448,742	
37	294,430	350,296	407,270	449,446	
38	295,437	351,504	408,478	450,352	
39	296,443	352,611	409,585	451,258	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
40	297,450	353,618	410,592	452,064	
41	298,356	354,121	411,699	452,869	
42	299,463	354,524	412,907	453,775	
43	300,570	354,927	414,014	454,580	
44	301,476	355,229	415,121	455,285	
45	302,382	355,732	416,027	455,989	
46	303,389	356,235	417,034	456,895	
47	304,295	356,739	418,040	457,801	
48	305,201	357,041	418,946	458,707	
49	306,107	357,343	420,154	459,613	
50	306,509	357,644	421,463	460,519	
51	306,912	357,946	422,872	461,526	
52	307,314	358,248	424,181	462,432	
53	307,717	358,651	424,986	463,438	
54	308,120	358,953	425,993	464,445	
55	308,422	359,356	426,999	465,351	
56	308,724	359,658	428,106	466,357	
57	309,126	359,960	429,012	467,263	
58	309,529	360,362	429,717	468,169	
59	310,032	360,664	430,522	469,075	
60	310,334	361,067	431,227	470,082	
61	310,636	361,369	431,932	470,887	
62	310,938	361,671	432,737	471,290	
63	311,240	362,074	433,542	471,894	
64	311,643	362,376	434,146	472,498	
65	312,046	362,677	434,750	473,102	
66	312,347	363,080	435,052	473,806	
67	312,750	363,382	435,354	474,108	
68	313,052	363,785	435,656	474,712	
69	313,455	364,187	435,958	475,115	
70	313,757	364,489	436,260	475,417	
71	314,159	364,892	436,461	475,719	
72	314,562	365,295	436,763	476,021	
73	314,864	365,597	436,965	476,323	
74	315,166	365,999	437,166		
75	315,569	366,402	437,468		
76	315,871	366,805	437,770		
77	316,173	367,107	437,971		
78	316,475	367,509	438,172		
79	316,877	367,912	438,474		
80	317,179	368,415	438,776		
81	317,481	368,918	438,978		
82	317,783	369,522	439,179		

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
83	318,085	370,227	439,481		
84	318,488	370,831	439,783		
85	318,790	371,435	439,984		
86	319,192	372,039	440,286		
87	319,595	372,643	440,588		
88	319,998	373,247	440,790		
89	320,300	373,750	440,991		
90	320,602	374,153	441,293		
91	320,904	374,455	441,595		
92	321,306	374,857	441,796		
93	321,709	375,260	441,998		
94	322,112	375,663			
95	322,514	376,065			
96	322,917	376,468			
97	323,319	377,072			
98	323,823	377,575			
99	324,326	377,978			
100	324,930	378,481			
101	325,232	378,884			
102	325,534	379,387			
103	325,735	379,689			
104	326,037	379,991			
105	326,339	380,494			
106	326,641	380,897			
107	326,943	381,400			
108	327,145	381,904			
109	327,446	382,306			
110	327,748	382,809			
111	328,050	383,212			
112	328,453	383,615			
113	328,755	384,017			
114	329,057	384,420			
115	329,359	384,823			
116	329,661	385,225			
117	329,862	385,628			
118	330,164	386,031			
119	330,567	386,433			
120	330,970	386,836			
121	331,171	387,138			
122	331,473	387,541			
123	331,775	387,943			
124	332,178	388,245			
125	332,379	388,648			

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
126	332,580	389,151			
127	332,882	389,654			
128	333,184	390,057			
129	333,385	390,460			
130	333,687				
131	334,090				
132	334,291				
133	334,493				
134	334,795				
135	335,097				
136	335,298				
137	335,499				
138	335,701				
139	335,902				
140	336,204				
141	336,607				
142	336,909				
143	337,211				
144	337,512				
145	337,915				
146	338,217				
147	338,418				
148	338,720				
149	339,022				
150	339,324				
151	339,626				
152	339,828				
153	340,130				
154	340,432				
155	340,734				
156	341,036				
157	341,237				

別表第2（第9条第1項関係）

一 般 職 給 料 表

職 務 の 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	197,092	243,597	278,123	311,844	334,795	369,220	423,476
2	198,199	244,905	279,130	313,354	336,607	370,932	425,389
3	199,407	246,315	280,136	314,763	338,418	372,542	427,301
4	200,514	247,724	281,143	316,173	340,130	374,153	429,113
5	201,621	249,133	282,149	317,582	341,841	375,763	430,925
6	203,333	250,542	283,156	318,689	343,552	377,575	432,737
7	204,943	251,951	284,062	319,696	345,263	379,085	434,549
8	206,554	253,361	285,069	320,904	346,874	380,696	436,361
9	208,064	254,770	286,075	322,112	348,484	382,004	437,971
10	209,775	255,978	287,082	323,722	350,196	383,615	439,481
11	211,386	257,286	288,088	325,333	351,907	385,225	440,991
12	212,996	258,595	289,095	326,943	353,517	386,735	442,501
13	214,506	259,803	290,102	328,352	355,027	388,648	444,011
14	216,217	261,011	291,410	329,963	356,638	390,560	445,319
15	217,928	262,219	292,719	331,574	358,248	392,473	446,628
16	219,640	263,427	293,927	333,184	359,758	394,285	447,836
17	220,848	264,534	295,135	334,593	361,168	395,795	449,044
18	222,458	265,641	296,443	336,305	362,879	397,607	450,352
19	224,069	266,749	297,651	337,915	364,489	399,318	451,661
20	225,579	267,856	298,859	339,526	366,100	400,928	452,869
21	227,088	268,762	299,866	340,935	367,207	402,640	454,077
22	228,699	269,768	301,074	342,646	368,717	404,049	454,882
23	230,310	270,775	302,281	344,357	370,227	405,458	455,687
24	231,920	271,782	303,590	345,968	371,737	406,867	456,493
25	233,531	272,788	304,899	347,176	373,448	408,276	457,097
26	235,242	273,694	305,905	349,088	375,260	409,484	457,701
27	236,551	274,499	306,912	350,800	376,871	410,692	458,304
28	237,859	275,405	307,918	352,410	378,582	411,699	458,908
29	239,168	276,211	309,026	353,920	379,991	412,806	459,613
30	240,275	277,016	310,234	355,531	381,300	414,014	460,418
31	241,382	277,821	311,341	357,141	382,508	415,121	460,821
32	242,489	278,526	312,549	358,752	383,917	416,229	461,526
33	243,597	279,230	313,656	360,463	385,024	416,933	462,029
34	244,503	280,036	314,965	362,275	385,930	417,638	462,432
35	245,409	280,841	316,273	364,087	386,937	418,242	462,834
36	246,415	281,445	317,582	365,899	387,943	418,946	463,237
37	247,422	282,149	318,790	367,409	388,748	419,550	463,639
38	248,328	282,955	320,098	368,818	389,654	420,154	463,941
39	249,234	283,659	321,407	370,227	390,560	420,658	464,243
40	250,039	284,364	322,715	371,636	391,366	421,060	464,545

職務 の 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	250,844	285,069	324,024	373,146	392,171	421,463	464,847
42	251,549	285,773	325,232	373,951	392,976	421,664	465,149
43	252,153	286,478	326,541	374,857	393,781	421,966	465,451
44	252,757	287,182	327,648	375,864	394,486	422,268	465,753
45	253,461	287,887	328,554	376,770	395,191	422,570	466,055
46	254,065	288,491	329,862	377,877	395,895	422,872	
47	254,669	289,196	331,171	378,783	396,600	423,174	
48	255,273	289,800	332,479	379,790	397,305	423,476	
49	255,777	290,504	333,587	380,696	397,808	423,677	
50	256,381	291,108	334,895	381,400	398,412	423,979	
51	256,984	291,813	336,103	382,105	399,016	424,181	
52	257,488	292,517	337,311	382,709	399,720	424,483	
53	257,890	293,021	338,620	383,111	400,123	424,684	
54	258,293	293,625	339,626	383,715	400,727	424,986	
55	258,595	294,229	340,734	384,319	401,331	425,288	
56	258,897	294,933	341,841	385,024	401,834	425,590	
57	259,199	295,537	342,545	385,326	402,237	425,791	
58	259,501	296,141	343,451	386,031	402,841	426,093	
59	259,803	296,745	344,156	386,735	403,445	426,395	
60	260,105	297,450	344,961	387,339	403,948	426,597	
61	260,407	298,054	345,767	387,641	404,351	426,798	
62	260,709	298,658	346,169	388,144	404,854	427,100	
63	261,011	299,161	346,673	388,748	405,357	427,402	
64	261,313	299,664	347,377	389,352	405,961	427,603	
65	261,615	300,168	348,182	389,654	406,263	427,805	
66	261,917	300,772	348,887	390,258	406,666	428,106	
67	262,219	301,275	349,592	390,963	406,968	428,408	
68	262,521	301,879	350,196	391,567	407,371	428,610	
69	262,823	302,281	350,699	391,970	407,673	428,811	
70	263,125	302,785	351,303	392,473	407,974	429,113	
71	263,427	303,288	351,806	393,077	408,276	429,415	
72	263,729	303,892	352,410	393,580	408,478	429,616	
73	264,031	304,395	352,712	394,083	408,679	429,818	
74	264,333	304,798	353,215	394,687	408,981		
75	264,635	305,100	353,517	395,090	409,283		
76	264,937	305,402	353,920	395,392	409,484		
77	265,239	305,603	354,323	395,795	409,686		
78	265,541	305,905	354,826	396,298	409,988		
79	265,843	306,107	355,329	396,701	410,290		
80	266,145	306,409	355,833	397,103	410,491		
81	266,447	306,610	356,135	397,506	410,692		
82	266,749	306,811	356,537	398,009	410,994		
83	267,050	307,113	356,940	398,412	411,296		
84	267,352	307,314	357,343	398,814	411,498		

職務 の 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
85	267,654	307,616	357,644	399,116	411,699		
86	267,956	307,818	358,047				
87	268,258	308,120	358,450				
88	268,560	308,422	358,852				
89	268,862	308,724	359,054				
90	269,164	309,026	359,456				
91	269,466	309,328	359,859				
92	269,768	309,630	360,262				
93	270,070	309,831	360,463				
94		310,032	360,765				
95		310,334	361,168				
96		310,737	361,470				
97		310,938	361,772				
98		311,240	362,174				
99		311,542	362,577				
100		311,945	362,979				
101		312,146	363,483				
102		312,448	363,885				
103		312,750	364,288				
104		313,052	364,691				
105		313,253	365,194				
106		313,555	365,597				
107		313,857	365,899				
108		314,159	366,201				
109		314,361	366,603				
110		314,663					
111		315,065					
112		315,367					
113		315,569					
114		315,770					
115		316,072					
116		316,475					
117		316,676					
118		316,877					
119		317,179					
120		317,481					
121		317,783					
122		317,984					
123		318,286					
124		318,588					
125		318,890					

別表第3（第9条第2項関係）

(1) 大学教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	助手
2級	助教
3級	講師
4級	准教授
5級	教授

(2) 一般職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、司書、保健師、看護師
2級	主任主事、主任司書、主任保健師、主任看護師
3級	係長、主任
4級	室長、係長、主査、専門員
5級	課長、室長
6級	事務局次長、部長、事務部長、調整監
7級	事務局長

別表第4（第10条関係）

(1) 大学教育職初任給基準表

職務	学歴免許	基礎号給
助手	1 博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	1級49号給
	2 博士課程修了	1級41号給
	3 修士課程修了 大学6卒	1級25号給
	4 大学卒	1級13号給
助教	1 博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	2級37号給
	2 博士課程修了	2級29号給
	3 修士課程修了 大学6卒	2級13号給
	4 大学卒	2級1号給
講師		3級1号給
准教授		4級1号給
教授		5級1号給

(2) 一般職初任給基準表

職務	学歴免許	基礎号給
主事、司書、保健師、看護師	1 大学卒	1級21号給
	2 短大卒	1級13号給
	3 高校卒	1級5号給
主任主事、主任司書、主任保健師、主任看護師		2級1号給
係長、主任		3級1号給
室長、係長、主査、専門員		4級1号給
課長、室長		5級1号給
事務局次長、部長、事務部長、調整監		6級1号給
事務局長		7級1号給

別表第5（第11条第2項関係）

(1) 大学教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	2
18	1	1	2	2
19	1	1	3	2
20	1	1	4	2
21	1	1	5	2
22	2	1	5	2
23	3	1	6	2
24	4	1	6	2
25	5	1	7	3
26	6	1	7	3
27	7	1	8	3
28	8	1	8	3
29	9	1	9	3
30	10	1	10	3
31	11	1	11	3
32	12	1	12	3
33	13	1	13	4
34	14	2	14	4
35	15	3	15	4
36	16	4	16	4
37	17	5	17	4
38	18	6	18	4
39	19	7	19	4
40	20	8	20	4
41	21	9	21	5
42	22	10	22	5

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
43	23	11	23	5
44	24	12	24	5
45	25	13	25	5
46	25	14	26	5
47	25	15	27	5
48	26	16	28	5
49	26	17	29	5
50	26	17	30	5
51	27	18	31	6
52	27	18	32	6
53	27	19	33	6
54	28	19	34	6
55	28	20	35	6
56	28	20	36	6
57	29	21	37	6
58	29	21	38	6
59	29	21	39	7
60	30	22	40	7
61	30	22	41	7
62	30	22	41	7
63	31	23	42	7
64	31	23	42	7
65	31	23	43	7
66	32	24	43	7
67	32	24	44	7
68	32	24	44	7
69	33	25	45	7
70	33	25	45	7
71	33	26	45	7
72	33	26	45	8
73	34	27	46	8
74	34	27	46	
75	34	28	46	
76	34	28	46	
77	35	29	46	
78	35	29	46	
79	35	30	46	
80	35	30	46	
81	36	31	46	
82	36	31	46	
83	36	32	46	
84	36	32	46	
85	37	33	46	
86	37	33	46	

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
87	37	33	46	
88	38	34	46	
89	38	34	46	
90	38	34	46	
91	39	35	46	
92	39	35	46	
93	39	35	46	
94	40	36		
95	40	36		
96	40	36		
97	41	37		
98	41	37		
99	41	37		
100	41	37		
101	41	38		
102	41	38		
103	42	38		
104	42	38		
105	42	39		
106	42	39		
107	42	39		
108	42	39		
109	43	40		
110	43	40		
111	43	40		
112	43	40		
113	43	40		
114	43	40		
115	44	41		
116	44	41		
117	44	41		
118	44	41		
119	44	41		
120	44	41		
121	45	42		
122	45	42		
123	45	42		
124	45	42		
125	45	42		
126	46	42		
127	46	43		
128	46	43		
129	46	43		
130	46			

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
131	47			
132	47			
133	47			
134	47			
135	47			
136	48			
137	48			
138	48			
139	48			
140	48			
141	49			
142	50			
143	51			
144	52			
145	53			
146	53			
147	53			
148	54			
149	54			
150	54			
151	55			
152	55			
153	55			
154	56			
155	56			
156	56			
157	57			

備考 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給は、別に定める。

(2) 一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	3	1	1
12	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	5	1	1
14	1	1	1	6	2	1
15	1	1	1	7	3	1
16	1	1	1	8	4	1
17	1	1	1	9	5	1
18	1	1	1	10	6	2
19	1	1	1	11	7	3
20	1	1	1	12	8	4
21	1	1	1	13	9	5
22	1	2	2	14	10	5
23	1	3	3	15	11	6
24	1	4	4	16	12	6
25	1	5	5	17	13	7
26	1	6	6	18	14	7
27	1	7	7	19	15	8
28	1	8	8	20	16	8
29	1	9	9	21	17	9
30	1	10	10	22	18	9
31	1	11	11	23	19	10
32	1	12	12	24	20	10
33	1	13	13	25	21	11
34	2	14	14	26	22	11
35	3	15	15	27	23	12
36	4	16	16	28	24	12
37	5	17	17	29	25	13
38	6	18	18	30	26	13
39	7	19	19	31	27	13
40	8	20	20	32	28	13
41	9	21	21	33	29	14
42	10	22	22	34	29	14

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
43	11	23	23	35	30	14
44	12	24	24	36	30	14
45	13	25	25	37	31	15
46	14	26	26	38	31	15
47	15	27	27	39	32	15
48	16	28	28	40	32	15
49	17	29	29	41	33	15
50	18	30	30	42	33	15
51	19	31	31	43	34	15
52	20	32	32	44	34	15
53	21	33	33	45	35	15
54	21	33	34	46	35	15
55	22	34	35	47	36	15
56	22	34	36	48	36	15
57	23	35	37	49	37	15
58	23	35	37	50	37	15
59	24	36	37	51	38	15
60	24	36	38	52	38	15
61	25	37	38	53	38	15
62	25	38	38	54	38	15
63	26	39	39	55	38	15
64	26	40	39	56	38	15
65	27	41	39	57	38	15
66	27	41	40	58	38	16
67	28	42	40	59	38	16
68	28	42	40	60	38	16
69	29	43	41	60	39	16
70	29	43	41	60	39	16
71	29	44	41	60	39	16
72	30	44	42	60	39	16
73	30	45	42	61	39	17
74	30	45	42	61	39	
75	31	45	43	61	39	
76	31	45	43	61	39	
77	31	45	43	61	39	
78	32	46	44	62	39	
79	32	46	44	62	39	
80	32	46	44	62	39	
81	33	46	45	63	40	
82	33	46	45	64	40	
83	33	47	45	65	40	
84	34	47	45	66	40	
85	34	47	46	67	41	
86	34	47	46			

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
87	35	47	46			
88	35	48	46			
89	35	48	47			
90	36	48	47			
91	36	48	47			
92	36	48	47			
93	37	49	47			
94		49	47			
95		49	47			
96		49	48			
97		49	48			
98		50	48			
99		50	48			
100		50	48			
101		50	48			
102		50	48			
103		51	49			
104		51	49			
105		51	49			
106		51	49			
107		51	49			
108		52	49			
109		52	49			
110		52				
111		52				
112		52				
113		52				
114		52				
115		52				
116		52				
117		53				
118		53				
119		53				
120		53				
121		53				
122		53				
123		53				
124		53				
125		53				

備考 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給は、別に定める。

別表第6（第15条関係）  
休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
就業規則第14条第1号の規定による休職（その原因が業務災害であるものに限る。）の期間	2分の2
就業規則第14条第3号又は第4号の規定による休職（第4号の規定によるものにあつては、その原因が業務災害であるものに限る。）の期間	
勤務時間規程第19条第1号の休暇の期間	
就業規則第14条第2号の規定による休職の期間（無罪の判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	
勤務時間規程第21条の育児休業の期間	
勤務時間規程第22条の介護休業の期間	3分の2
就業規則第14条第1号の規定による休職（その原因が業務災害であるものを除く。）の期間	
勤務時間規程第19条第2号の休暇の期間	
就業規則第14条第4号の規定による休職（その原因が業務災害であるものを除く。）の期間	2分の1

別表第7（第16条第2項及び第3項関係）  
給料の調整額を支給する職及び調整数

勤務箇所	職	調整数
島根県立大学	1 教授、准教授、講師又は助教で、大学院研究科の授業を常時担当するもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの（別に定める者に限る。）	3.0
	2 大学院担当教員のうち、博士後期課程を担当する者（1に掲げる者を除く。）	2.0
	3 大学院担当教員（1及び2に掲げる者を除く。）	1.0

別表第8（第16条第3項関係）  
給料の調整額の調整基本額表

職務の級	調整基本額
2級	10,482円
3級	11,879円
4級	12,678円
5級	14,974円

別表第9（第20条第2項関係）

管理職手当を支給する職及び支給額

(1) 大学教育職給料表適用者

職名	区分	支給額
学長代行 副学長（浜田） 副学長（出雲） 副学長（松江）	1種	133,600円
国際関係学部長 地域政策学部長 看護栄養学部長 人間文化学部長	2種	106,900円
北東アジア開発研究科長 看護学研究科長 短期大学部長	3種	85,500円
しまね地域国際研究センター長	4種	64,100円
教務部長 学生生活部長 教務学生生活部長 看護栄養交流センター長 しまね地域共生センター長	5種	53,400円
学科長 コース長	6種	42,800円
別科長 魅力化推進本部の推進室長	7種	32,100円
基礎教養部長、指定委員会の委員長及び図書館長	8種	21,400円

(2) 一般職給料表適用者

職名	区分	支給額
事務局長	2種	88,500円
事務局次長 教育研究支援部長 事務部長	4種	49,900円
調整監	5種	41,600円

別表第10（第23条第1項第2号関係）

交通用具使用者通勤手当額表

通勤距離	自動4輪	自動2輪・自転車
2 km以上 4 km未満	2, 100円	1, 000円
4 km以上 6 km未満	3, 500円	1, 700円
6 km以上 10 km未満	5, 500円	2, 700円
10 km以上 14 km未満	7, 900円	3, 900円
14 km以上 18 km未満	10, 200円	5, 100円
18 km以上 22 km未満	12, 500円	6, 200円
22 km以上 26 km未満	14, 700円	7, 300円
26 km以上 30 km未満	16, 800円	8, 400円
30 km以上 34 km未満	18, 900円	9, 400円
34 km以上 38 km未満	21, 200円	10, 600円
38 km以上 42 km未満	23, 400円	11, 700円
42 km以上 46 km未満	25, 700円	12, 800円
46 km以上 50 km未満	28, 100円	14, 000円
50 km以上 54 km未満	30, 400円	15, 200円
54 km以上 58 km未満	32, 700円	16, 300円
58 km以上 62 km未満	35, 000円	17, 500円
62 km以上 66 km未満	37, 400円	18, 700円
66 km以上 70 km未満	39, 700円	19, 800円
70 km以上 74 km未満	42, 000円	21, 000円
74 km以上 78 km未満	44, 400円	22, 200円
78 km以上 82 km未満	46, 700円	23, 300円
82 km以上 86 km未満	49, 000円	24, 500円
86 km以上 90 km未満	51, 400円	25, 700円
90 km以上 94 km未満	53, 700円	26, 800円
94 km以上 98 km未満	56, 000円	28, 000円
98 km以上 102 km未満	58, 400円	29, 200円
102 km以上	60, 700円	30, 300円

別表第 11（第 27 条の 3 第 2 項関係）

公開講座担当手当を支給する者及び支給額 (円)

区分	同一の年度において同一の講座を 1 回行う場合の支給額	同一の年度において同一の講座を複数回担当する場合の各回の支給額		
		1 回目から 2 回目まで	3 回目から 8 回目まで	9 回目から
1 人で講座を担当する場合	5,300	5,300	1,800	900
同一の講座を複数の者で担当する場合	主担当者	5,300	1,800	900
	副担当者	副担当者が 1 人のとき	900	500
		副担当者が 2 人以上のとき	600	300

注 1 同一の講座において、独立して講義を担当する者が複数ある場合は、そのいずれの者についても「主担当者」として取り扱うことができる。

2 同一の講座において、講義以外の業務を複数人で分担して担当する場合は、そのいずれの者についても「副担当者」として取り扱うものとする。

別表第 12（第 27 条の 5 第 3 項関係）

大学院留学生研究指導手当の額

区分	課程	手当の額
主たる指導教員として 2 名認定された場合	大学院博士後期課程	主担当 40,300円
		副担当 20,100円
	大学院博士前期課程	主担当 20,100円
		副担当 10,100円
主たる指導教員として 3 名認定された場合	大学院博士後期課程	主担当 30,200円
		副担当 15,100円
		副担当 15,100円
	大学院博士前期課程	主担当 15,100円
		副担当 7,600円
		副担当 7,600円